

業務説明資料

1 件名

令和7年度 GRC 推進体制アドバイザー委託

2 履行場所

横浜市教育委員会事務局 ほか

3 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日

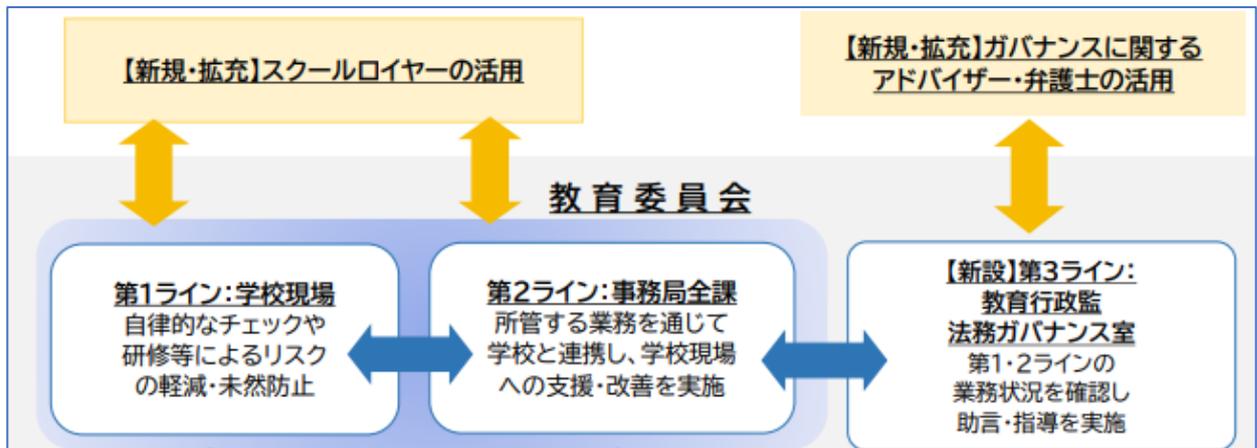
4 業務の目的

横浜市教育委員会では、巨大大事業体に相応しいガバナンス体制を構築するため、令和7年度から重層的なリスク管理体制（教育委員会版3ラインモデル※）を整備することとしています。

加えて、学校・教育委員事務局の日々の教育活動・事業等に関して提案・助言を受けるため、コンサルタント等によるアドバイザー委託を実施します。

外部の視点・専門的な知見を取り入れることで、ガバナンスの強化、リスクの軽減、コンプライアンス案件の未然防止を図ります。

※「教育委員会版3ラインモデル」のイメージ



5 委託業務内容

- (1) 学校を含めた教育委員会事務局の日々の教育活動・事業（「教育委員会版3ラインモデル」の運用チェックを含む）に関する提案・助言等
- (2) 月1回の定例打合せ及びコンプライアンス推進に関する会議への出席・助言等
- (3) 事務局全体のコンプライアンスの意識・行動を促進する企画・研修等に対する支援等
- (4) GRC 推進体制に関するその他業務支援

※各種打合せや会議に参加し、資料作成・説明、意見の整理・助言等の支援を行う。

※教育委員会事務局（案件によっては学校を含む場合がある）との打合せは月1回以上で、必要に応じて適宜開催する。

※業務支援にあたっては、必要に応じて学識経験者や民間企業、国・地方公共団体等からヒアリングを行う。

6 その他

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行う。
- (2) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (3) 横浜市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて横浜市の個人情報であり、横浜市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (5) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (6) 本業務説明書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定する。